

神奈川労働局公示第1号

登録教習機関の登録更新の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録を更新したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関名	日本建機教習所株式会社
登録教習機関の住所	和歌山県橋本市東家六丁目5番22号
代表者の氏名	代表取締役 杉本 賢哉
事務所の名称・所在地	日本建機教習所株式会社 和歌山県橋本市東家六丁目5番22号
登録した技能講習区分	玉掛け技能講習
登録番号	316
登録更新年月日	令和8年5月19日
登録の有効期間の満了日	令和13年5月18日

令和8年4月21日

神奈川労働局長

